

山口大学における教育(教育課程)の内部質保証に関する実施要領

(令和3年 3月29日 副学長(教育学生担当)裁定)

改正 令和4年 1月24日 令和4年 6月29日

令和5年 3月31日

第1 目的

この実施要領は、山口大学における教育の内部質保証に関する要綱(以下「要綱」という。)第4条第3項に基づき、各学部・研究科等の教育課程における内部質保証の自己点検・評価及び内部質保証に係る学位授与方針(DP)、教育課程方針(CP)及び学生受入方針(AP)(以下「学位授与方針等」という)の改定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 内部質保証の自己点検・評価の項目及び実施体制

この要領で対象とする自己点検・評価の項目は、要綱第3条別表3の項目のうち①から⑦までとし、実施体制は要綱第2条別表2のとおりとする。

第3 自己点検・評価の実施

- 1 副学長(教育学生担当)は、教育課程に関し、教育課程責任者に、自己点検・評価を指示する。
- 2 教育課程責任者は、自己点検・評価シート(別紙様式)により教育課程ごとの自己点検・評価を実施する。
- 3 自己点検・評価の実施にあたっては、第三者等の外部からの意見(国立大学法人評価における評価結果で記載された意見、認証評価における評価結果で記載された意見、設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事からの意見、会計監査人からの意見及び経営協議会等の外部委員からの意見)を活用する。
- 4 教育課程責任者は、自己点検・評価の項目に応じ、関係者(学生、卒業生(修了生)等)から意見聴取した結果を自己点検・評価に活用する。

第4 自己点検・評価の実施時期

自己点検・評価は、原則として毎年度実施する。ただし、必要に応じて各評価項目の実施時期を変更できるものとする。

第5 結果報告及び改善措置

- 1 教育課程責任者は、第3条で実施した自己点検・評価の状況を各学部・研究科等において総括のうえ、自己点検・評価シート(別紙様式)により副学長(教育学生担当)に報告する。なお、改善が必要と判断した項目については改善案も報告する。また、自己点検・評価の基礎となる資料やデータは、各学部・研究科等において適切に保管するものとする。
- 2 副学長(教育学生担当)は、前項で報告があった自己点検・評価の状況及び改善案について、

要綱第2条別表1の委員会(以下 委員会という。)において確認する。委員会は必要に応じて教育課程責任者に自己点検・評価の基礎となる資料を求め内容を確認・協議することができる。

3 副学長(教育学生担当)は, 前項で確認された自己点検・評価の状況及び改善が必要と認める項目については改善案を自己点検・評価責任者に報告する。

4 副学長(教育学生担当)は, 要綱第5条により改善指示があった場合, 教育課程責任者へ改善等の内容を通知する。教育課程責任者は, 通知内容を確認し, 改善措置を講じるものとし, その進捗状況について, 副学長(教育学生担当)へ報告する。

5 副学長(教育学生担当)は, 前項の報告があった場合には, 委員会において改善の進捗状況を確認し, 自己点検・評価責任者へ報告する。

第6 各方針の改定

教育課程責任者(教育支援センター長を除く。)は, 学位授与方針等について改定する場合, 別記第1の手順により改定を行うものとする。

別記第1(第6関係)

教育課程ごとの学位授与方針等の改定手順(字句修正等の軽微な変更は除く。)

